

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丙 生 企 発 第 10 号
平 成 23 年 2 月 14 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

古物営業法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

このたび、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成23年国家公安委員会規則第2号。別添参照。）が制定され、平成23年4月1日から施行されることとなったところであるが、その改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第15条及び第16条は、古物商に対し取引の相手方の本人確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務を課しているが、対価の総額が1万円未満となる取引については、これらの義務を免除することとしつつ（法第15条第2項、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第16条第1項）、オートバイや家庭用コンピュータゲームソフトについては、盗難等の被害が多く、古物市場への盗品等の流入が多いことから、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しないこととしてきたところである（規則第16条第2項）。

近年、書籍やCD・DVD等の換金を目的とする万引きの被害は大きな社会問題となっており、これらの物品が安易に換金できないようにする必要がある。そこで、万引き被害に係る書籍やCD・DVD等の古物市場への流入を抑止するため、規則を改正し、書籍やCD・DVD等については、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等を免除しない古物に加えることとするものである。

2 改正の概要

対価の総額が1万円未満である取引をする場合であっても本人確認義務や帳簿等への記載が必要な古物に「光学的方法により音又は影像を記録した物」及び「書籍」が追加された（規則第16条第2項）。

3 運用上の留意事項

(1) 「光学的方法により音又は影像を記録した物」の範囲について

「光学的方法により音又は影像を記録した物」とは、透明な円盤に挟まれた被膜に孔の形で信号を書き込むことで音又は影像を記録し、これにレーザー光線を照射し、その反射によって信号を読み出す物であり、具体的には、音楽や映画等を記録したCD、LD、DVD、ブルーレイディスク等である。

したがって、磁気記録媒体や半導体ディスクに音楽や映画等を記録した物（カセットテープ、ビデオテープ、FD、MD、フラッシュメモリ等）は、対象とならな

いことに留意すること。

(2) 非対面取引において相手方を確認する措置について

今回の改正により、取引総額が1万円未満の書籍やCD・DVD等の買受けについても本人確認が必要となることから、宅配業者等を用いて顧客の自宅から書籍等を集荷し買取りを行うなどしている業者については、非対面取引における本人確認措置をとる機会が増えることとなる。

このような非対面取引における本人確認の方法として、規則第15条第3項第6号の方法による場合、従来、「身元を確かめるに足る資料の写し」として、コピーは認められるが、デジタルカメラやスキャナによる画像やこれを印刷したものは認められないとしてきたところであるが（「古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成15年3月7日付け警察庁丙生企発第15号））、近年のインターネットやデジタル機器の普及等に伴い、他の分野において、画像ファイルの送信による本人確認資料の送付が行われるようになってきたところである。

そこで、今回の改正を契機として、今後は同号の「写しの送付」を受ける方法として、コピーの郵送等、従来認められてきたもののほか、デジタルカメラやスキャナーにおいて作成した当該身元確認資料に係る画像ファイルを電子メール等によって受けることも、当該画像が十分に明瞭である場合には、認めることとする。これらの画像を印刷した書面の送付を受けることも、当該印刷物がコピーと同程度に明瞭である場合に限り、同様とする。

(3) 帳簿等への記載方法について

今回の改正により、書籍やCD・DVD等を買受ける際には、取引価格にかかわらず帳簿又はこれに準ずる書類にその品目や数量、特徴を記載しなければならないこととなった。

古物の品目等については、原則として1品ごとに記載することとされているが（規則別記様式第15号参照）、1冊当たりの価格が安価で、一度に大量の冊数が処分される傾向が強いという書籍の取引実態を踏まえ、書籍については、同一人から同時に受け取ったものをまとめて記載することを認めることとする。

（まとめて記載する方法の具体例）

主要な書籍一点の名称を記し、他はまとめて記載する（例：「『書名』外冊」）

書籍の種類ごとに冊数を記載する（例：「コミック 冊、文庫 冊、写真集 冊」）

なお、CD・DVD等については、書籍に比べて高額で取引され、1回当たりの取引品数も比較的少ないことから、原則どおり1品ごとに帳簿等に記載することとするので留意すること。

(4) 電磁的方法による記録の取扱いについて

今回の改正の対象となる書籍やCD・DVD等の取扱い業者では、いわゆるPOSシステム（販売時の情報管理システムで、物品販売の売り上げをバーコード等で読み取り、単品で集計するもの）による物品管理が行われているところも多い。

同システムによる記録は、法第16条第1号から第5号までの内容を網羅していれば、同条の電磁的方法による記録に該当するものであることに留意すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産五）

〔規 則〕

○古物営業法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一）

〔訓 令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二）

〔告 示〕

○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定を同法第七条第二項の規定に基づき公示する件（総務三五）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同八）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五二）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三四、三五）

○首都圏地滑り防止計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三六）

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四三、四五、四八、五〇）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四六）

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四七）

○著作者の実名登録の件（文化庁一六）

○食品の製造過程の管理の高度化に基づく指定認定機関の事務所の所在地の変更の件（厚生労働・農林水産一）

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十八条の規定に基づく認定業務規程の変更を認可した件（同二）

○保安林の指定をする件（農林水産三八二、三八七）

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一四）

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通九七）

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同九八、九九）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一〇〇）

○運輸審議会件名表に記載された件（同一〇一）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評議員の氏名を変更した件（東北地方整備局二〇、二一）

○道路に関する件（同二二）

○国会事項

○人事異動

○官庁報告

○官庁事項

○人事院

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

○官庁事項

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社整理、会社更生、再生関係
会社その他

省令

○農林水産省令第五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 鹿野 道彦
省令
牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する

牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「、又は民間事業者から提出された月別調査票」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 民間事業者は、自らが作成し、又は第十二条第二項の規定により提出された基礎調査票及び同項の規定により提出された月別調査票に基づき、基礎調査及び月別調査に係る都道府県別の集計を行い、その結果を基礎調査票及び月別調査票の内容とともに農林水産大臣に提出しなればならない。

第十五条第一項中「、又は民間事業者から提出された基礎調査票」を削り、同条に次の二項を加える。

3 民間事業者は、前条第三項の規定により農林水産大臣に提出した基礎調査及び月別調査に係る都道府県別の結果に基づき、基礎調査全国結果表、月別全国結果表及び年間全国結果表を作成し、農林水産大臣に提出する。

4 農林水産大臣は、前項の規定に基づき提出された全国結果表のうち、基礎調査全国結果表にあつては第一項に規定する日までに、月別全国結果表及び年間全国結果表にあつては第二項に規定する日までに公表する。

第十四条第一項から第三項までの規定により送付され、又は提出された基礎調査票及び月別調査票
二 第十四条第三項及び前条第一項の規定により提出され、又は作成した基礎調査に係る都道府県別の結果並びに同項及び同条第三項の規定により作成し、又は提出された基礎調査全国結果表
三 第十四条第二項及び第三項の規定により送付され、又は提出された月別調査に係る都道府県別の結果並びに前条第二項及び第三項の規定により作成し、又は提出された月別全国結果表及び年間全国結果表
附則
この省令は、公布の日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第二号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第二項第一号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

国家公安委員会委員長 中野 寛成
古物営業法施行規則の一部を改正する規則
古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「はん用性」を「汎用性」に改め、同項に次の二号を加える。
三 光学的方法により音又は影像を記録した物
四 書籍
附則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

○内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年一月二十四日
内閣総理大臣 菅 直人

訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「共生社会政策担当」の項の12から14までを削り、「科学技術政策・イノベーション担当」の項の3を6とし、2の次に次のように加える。

3 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関する事
4 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関する事
5 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事
附則
この訓令は、平成二十三年一月二十四日から施行する。

告示

○総務省告示第三十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十三年二月九日
総務大臣 片山 善博

○政治資金適正化委員会告示第七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
平成二十三年二月九日

登録番号 氏 名 抹消年月日
二四六 藤原 整 二二、一一、二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
六六五 野村 和弘 二二、一一、一五 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
○政治資金適正化委員会告示第八号
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証書を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。
平成二十三年二月九日
登録番号 氏 名 登録政治資金監査人証書の番号 亡失年月日
六六五 野村 和弘 六六五 二二、一一、一、七

附則

この指定は、平成二十三年一月分の鉱工業指数から効力を生ずる。

○政治資金適正化委員会告示第六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十三年二月九日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

二 作成目的 鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸活動並びに各種設備の生産能力及び稼働状況を明らかにすることを目的とする。
三 作成者 経済産業大臣
四 作成方法 統計調査以外の方法により作成する。

登録番号 登録年月日 氏 名
三八六一 二二、一一、二 中居 正和
三八六二 二二、一一、二 出口 幸三
三八六三 二二、一一、二 海野 仁志
三八六四 二二、一一、二 土屋 充俊
三八六五 二二、一一、二 木田 隆
三八六六 二二、一一、二 原 久
三八六七 二二、一一、二 谷口 誠幸
三八六八 二二、一一、二 川崎 榮寿
三八六九 二二、一一、二 久山 政明

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一
抹消事由
二四六 藤原 整 二二、一一、二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
六六五 野村 和弘 二二、一一、一五 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一